



第45回中国地区消防救助技術指導会に出場しました。
7月20日(水)に、広島県消防学校で行われた第45回中国地区消防救助技術指導会に、はしご登はんの部、備北・芸北地区代表として島中義貴消防士が出場しました。



【第45回全国消防救助技術大会】
日時
平成28年8月24日(水曜日)
午前9時から午後4時30分
場所
愛媛県松山市市坪西町

安芸高田消防



安芸高田市消防本部・安芸高田消防署
TEL 42-0931 FAX 47-1191
HP <http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/119/>

安芸高田消防署 7月の出動件数

火災	1件 (15件)
救急	137件 (812件)
救助	1件 (11件)
その他	2件 (19件)

※下段の()は平成28年の累計

結果は16秒13(広島県では3位)で入賞したものの、残念ながら全国大会への出場は逃しました。来年の大会に向け、まずは備北・芸北地区の代表として中国大会に出場、そして来年こそは全国大会に出場できるようにこれからも訓練に励んでいきます。



減らそう犯罪

自分は大丈夫と思っていませんか!

未だに特殊詐欺の被害は後を絶ちません。県内では、5月末現在の被害件数は93件、被害総額は3億5800万円です。安芸高田市内での被害は、7月末現在0件ですが、色々な手口の不審電話が多数架かってきており、中でも還付金詐欺では、振り込んだり、振り込もうとした事案が、数件発生しております。振り込んだ場合も、相手方の口座が凍結されており、お金が戻って来て実質的な被害が出なかった、振り込もうとしたところを声かけしてもらい振り込まな

ったことから被害が出なかったという事案も発生しております。

●注意点

- ①ATMで還付金の手続きを行うことはありません。
- ②「今日が期限」は詐欺としましょう
- ③怪しいと思ったら、まずは警察又は市役所へ相談を



怠らず時間と心にゆとりを持って交通事故防止に努めましょう

安芸高田警察署交通ミニコーナー

H28.7末現在

●平成28年交通事故発生状況(年間累計) 安芸高田警察署管内

区分	平成28年	平成27年	前年同期比増減数
人身事故	55件	55件	0件
死者数	2人	2人	0人
負傷者数	80人	69人	11人

○管内交通事故の特徴

- ・正面衝突 2件
 - ・追突事故 1件
 - ・出会い頭衝突 3件
- でした
運転中は、車間距離を十分にとり、前方左右に対する注視を

★秋の全国交通安全運動

1 期間 平成28年9月21日(水)～9月30日(金)

2 平成28年広島県交通安全年間スローガン

『こんばんは 早めのライトで ごあいさつ』

3 運動重点

- 高齢者の交通事故防止(高齢者の交通安全意識の高揚)
- 飲酒運転の根絶(飲酒運転を絶対しないさせない規範意識の確立)
- 自転車の安全利用(自転車安全利用五則の周知)



～皆様のご協力をお願いいたします～

空き家関連情報コーナー

「空き家等対策の基本方針!」

市は、空き家の適正な管理や有効活用を促進し、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、4つの基本方針を定めました。

- 基本方針1
空き家等の適正な管理
空き家等の所有者が適正な管理をすることを原則とし、所有者の適正な管理を促進することとしています。
- 基本方針2
空き家等及びその跡地の活用
空き家やその跡地を有効活用するため、「空き家情報バンク制度」への登録促進を行うとともに、その跡地の有効活用についても必要な対策を講ずるよう努めることとしています。
- 基本方針3
特定空き家等への対処
適切な管理が行われていない結果として、その建物の老朽化、防災、防犯及び衛生など地域住民の生活に深刻な影響を及ぼす「特定空き家等」の解消を図るため必要な対策を実施することとしています。
- 基本方針4
空き家等対策の実施体制
市は、国・県及び関係団体と連携し空き家等に

★平成28年度空き家バンク登録・成立状況(累計)

区分	6月末	7月末	H27年度まで
HP登録件数	39件	42件	
新規登録件数	4件	10件	
成立件数	6件	7件	75件

空き家利用希望者数 160人

※「空き家を貸したい・売りたい」など、管理や活用など、気軽にご相談ください。

関する様々な施策・事業を総合的に推進するための体制を構築することとしています。

松山中央公園 【陸上の部】運動広場 【水上の部】アクアパレット

まつやま

住宅用火災警報器交換時期ではありませんか?

平成18年6月に住宅用火災警報器の設置が義務化(※既存の住宅にあつては平成23年6月)されてから今年で10年が経過しました。住宅用火災警報器の交換目安は10年とされており、平成18年に設置された住宅用火災警報器は交換時期を迎えます。

住宅火災報知器の維持・管理

設置後、1回も鳴っていない住宅用火災警報器であっても古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じなくなる可能性があるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。

・設置時期を調べるには
火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。

・新しい火災警報器に交換したら:
次回の交換時期が分かるように本体の側面などに交換日時を記入しておきましょう。
・定期的に作動確認し、音を聞きましよう。
ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。
正常な場合は「正常です。」という音声や火災警報音が鳴ります。
・音が鳴らない場合は電池がきつくと装着されているか、電池が切れていないかを確認してみてください。
・それでも鳴らない場合は、故障が考えられますので新品と交換してください。
・火災警報器の種類によって、細かい注意点が異なります。製品に付属している取扱説明書を必ずご覧ください。
・お手入れや作動確認は、高所での作業となり、転倒や落下などの危険があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。



お問い合わせ先
住宅政策課
☎47-1202